



## 第4章 リーディングプロジェクト



### 1. 背景

計画を推進していく中で、これまで取り組んできた事業や基盤を活かしながら、事業全般を先導していく施策を「リーディングプロジェクト」として位置づけ、重点的に取り組んでいきます。

リーディングプロジェクトについては、次に掲げる3つの視点に基づき構築するものとします。

- ① 市民参加による地域福祉の推進体制づくりに効果的と考えられる事項
- ② 関連する取組みへの波及効果が大きいと考えられる事項
- ③ 浜松らしさ（やらまいか精神・ものづくりのまち等）を活かすことで地域福祉の推進に大きな効果が期待できると考えられる事項



### 2. リーディングプロジェクトの選定

上記視点に基づき、計画で掲げられた施策の中から、市民アンケートや住民懇談会などから寄せられた意見・考えなどを参考に、次の3つを「リーディングプロジェクト」として取り組みます。

#### リーディングプロジェクトの選定理由

##### コミュニティソーシャルワーカー（CSW）配置事業

- ・地区社協、民生委員・児童委員、地域包括支援センターなど、地域をつなぐネットワークを強化しながら、住民が問題と感じていることについて、住民と一緒に考え解決に向けて動く体制の構築が求められています。
- ・社会的孤立が、孤立死や虐待につながる場合があります。制度の狭間に陥って必要な支援を受けていない人を適切な支援に結びつける個別支援の強化が求められています。
- ・複雑・多様化する地域福祉課題の解決に向けて相談体制の充実が求められています。

##### 地区社会福祉協議会活動支援事業

- ・住民主体の地域福祉活動の母体となる地区社会福祉協議会の役割がますます重要になっており、活動をさらに活発化する必要があります。
- ・活動を支える事業費の安定確保が重要課題となっています。

##### 企業の地域福祉型社会貢献（CSR）活動促進事業

- ・全国に誇る「ものづくりのまち」として、市内には多くの企業があり、まちづくりにおいても環境などの分野において参画・協力する体制が整っています。
- ・市内の企業においても社会貢献（CSR）活動が活発化しています。地域の福祉ニーズと企業の社会貢献（CSR）活動を結びつけることで、地域福祉の新たな担い手として、企業の可能性に期待が高まっています。

### 3. コミュニティソーシャルワーカー（CSW）配置事業

#### ❖（１）配置目的

急速な高齢化の進展や雇用情勢の悪化などに伴い、福祉課題を抱える要援護者が増加しています。一方で、高齢者の孤立死や児童虐待事件の増加の背景には、地域での人と人とのつながりが希薄化している状況があり、福祉を取り巻く環境は大きく変化してきています。

地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員、地域包括支援センターなど、これまで小地域ネットワーク活動を通じて構築したネットワーク体制等を基盤に、要援護者を早期に発見し、必要なサービスにつなぐといった機能の充実・強化を改めて図る必要があります。

このため、住民の地域福祉活動等を支援するための専門的な福祉コーディネーターとして、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を一定の圏域ごとに配置し、

◇地域における見守り・発見・つなぎ機能の強化を図る

◇地域福祉力（地域の様々な福祉課題を行政、専門職及び地域住民の協働により解決していく力）の向上

を目指すことを目的とします。

#### ❖（２）コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の役割

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）とは、地域住民などからの相談に応じ、専門的な福祉課題の解決に向けた取組みや住民活動の調整を行うとともに、行政の施策立案に向けた提言（地域住民主体の見守り・支え合い体制の構築など公民協働で福祉課題の解決を図るための提言）等を行う地域福祉のコーディネーターの役割を担う人で、以下のような機能を担うものとします。

##### ① 制度の狭間の事案や複数の福祉課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案の解決

###### <制度の狭間の事案とは>

ひきこもり、ごみ屋敷など既存の福祉制度だけでは対応しきれない事案又は既存の公的福祉サービスで定められているサービス給付要件に該当しない事案。

その他、以下のような人も「制度の狭間」にある要援護者であると考えられています。

- ア．必要経費が負担できないためにサービスの利用を躊躇する人
- イ．本人の意思で生活保護のような公的福祉サービスの適用そのものを拒んだり、外形的な所得判定要因ではとらえられない生活上の課題が生じていたりするケース
- ウ．公的な福祉サービスに関する情報があっても理解や活用が難しく、かつ、家族や友人など身近な人々の手助けが期待できない状態にある人
- エ．病気や怪我により、一時的に支援を要する状態にある人

##### ② 地域を基盤とする活動やサービスを発見して支援を必要とする人に結びつける

##### ③ 新たなサービスの開発や公的制度との関係の調整

- ④ 地区社会福祉協議会など生活圏毎におけるセーフティネットの構築・強化のための取組みへの支援・参画
- ⑤ 地域福祉計画及び他の分野別計画の策定、その他、福祉施策推進に向けた行政への協力・提言

### ❖ (3) コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置 ❖

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置については、(福) 浜松市社会福祉協議会が担うものとします。

その理由としては、

- ① 従来から地域福祉事業に取り組んでおり、様々な福祉課題に組織として対応できる体制が整っている
- ② 民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会等地域の福祉関係者とつながっていることから、福祉課題の把握が容易である
- ③ 行政や地域の他の福祉資源と連携が図れていることから、これらの関係機関や活動団体等への「つなぎ」が容易である
- ④ (福) 浜松市社会福祉協議会では、本市が策定する地域福祉計画と連携した「地域福祉活動計画」を策定していることから、同計画に基づき、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が行った個別支援を地域支援に発展させることが容易であること

などが挙げられます。

一方、(福) 浜松市社会福祉協議会は、

- ① 地域福祉の推進にあたり中核的な役割を担い、多様な福祉課題に対応している一方で、高齢・障がいなど一つの分野に特化した事業を行っていないため、専門的な福祉課題への対応が困難な場合がある
- ② 社会福祉法人（高齢者施設等）であれば比較的円滑に行うことができる支援（施設機能の活用、医療機関との連携等）が困難な場合がある

といった課題も挙げられます。

このため、市をはじめとした行政機関、施設を運営する各法人や地域包括支援センターなどの地域や他の福祉資源との連携強化を図りながら推進していくことが求められます。

### ❖ (4) 関係者間の連携体制の構築 ❖

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置にあたり、各生活圏域単位でのネットワークの有無の確認及びそのつながりの度合いを点検し、ネットワークが不十分な場合はその強化を図ることが求められます。

また、その際には、自治会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、「はままつあんしんネットワーク」、地域包括支援センター、障害者自立支援連絡会など、分野別に構築される仕組みとの連携が必要となります。

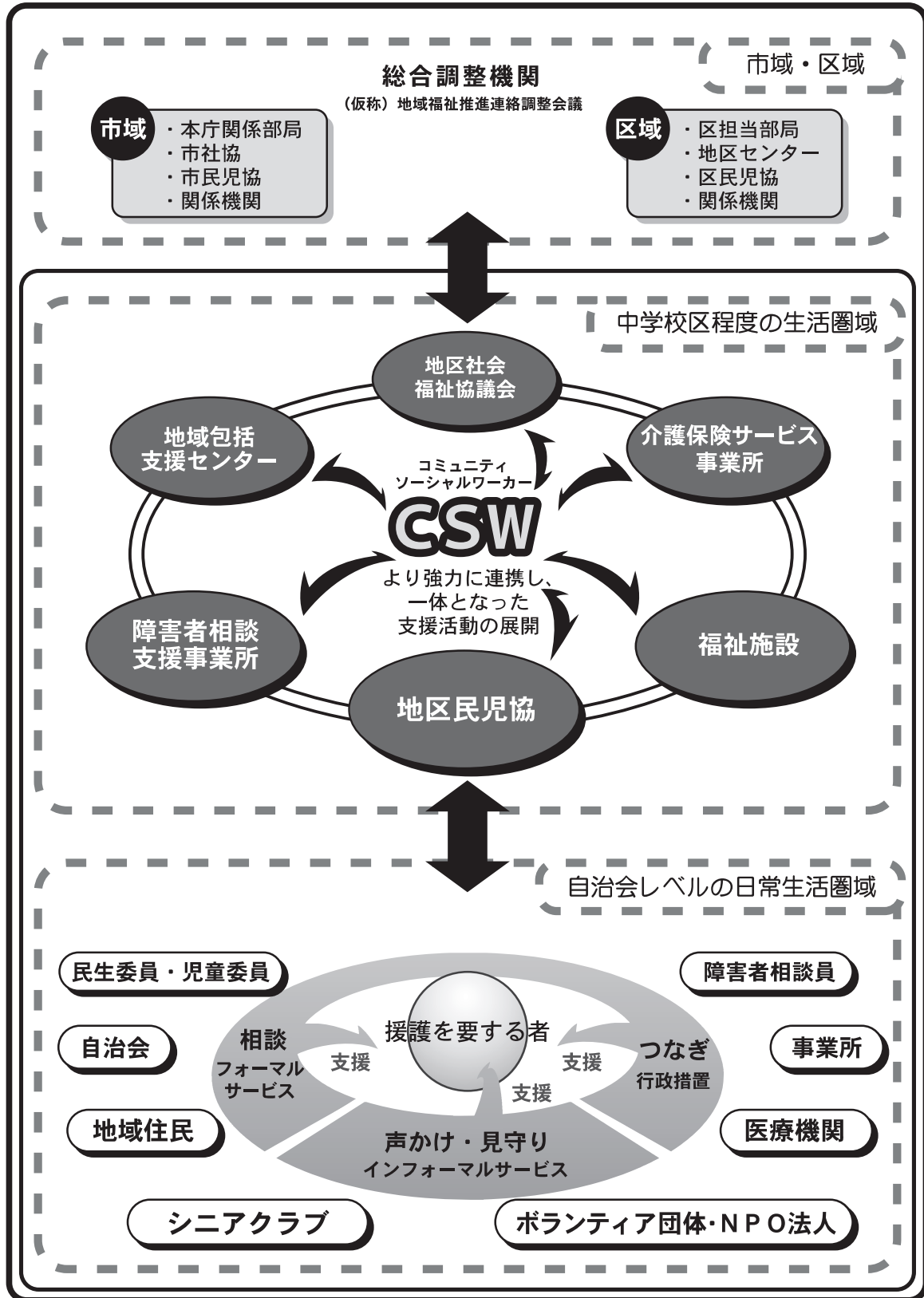
具体的には、市とコミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、各圏域のネットワーク内の関係機関・団体、他の地域福祉のコーディネーターと連絡会議を開催するなど関係者間の連携強化を図る必要があります。

さらに、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）と民生委員等地域住民、地域包括支援センター等専門機関、保健所等行政機関で構成する代表者会議など各圏域のネットワークをつなぐ場の設置も必要となります。

❖ (5) コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置に向けた年次計画 ❖

取組内容	年 度				
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
コミュニティソーシャルワーカー（CSW） 配置事業ガイドラインの作成	●				
コミュニティソーシャルワーカー（CSW） 研修・育成計画の作成	●				
コミュニティソーシャルワーカー（CSW） 配置に向けた調査・研究	●				
モデル地区への配置（効果・検証・評価）		●			
市内全域へ順次配置			●	●	●
地域福祉ネットワークの再構築			●	●	●

地域福祉ネットワークとコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の全体像



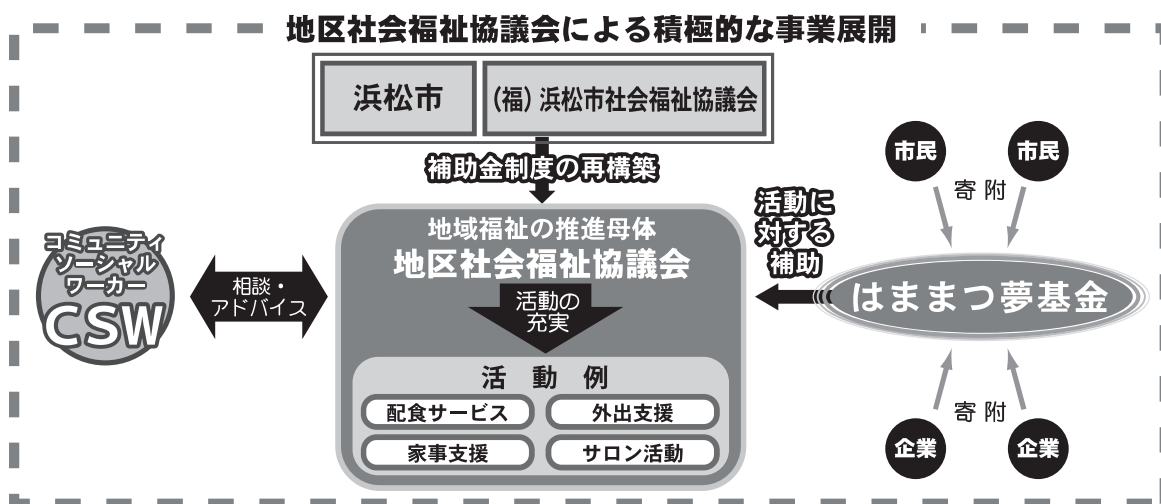
## 4. 地区社会福祉協議会活動支援事業

### ❖ (1) 活動支援事業の目的

地区社会福祉協議会は、住民主体による地域福祉活動の推進母体として、今後も地域福祉の推進の要となる組織です。地区によって、設立の経緯も活動内容も様々であるため、画一的な活動支援ではなく、それぞれの地域に合ったきめ細かな支援を行う必要があります。

また、地区社会福祉協議会の財源は、これまでは「市補助」、「(福) 浜松市社会福祉協議会補助」、「地域住民の会費」、「利用者負担」が主なものでしたが、地域ニーズにあった事業を継続して行っていく場合、行政や(福) 浜松市社会福祉協議会の財政力に左右されることなく安定的な財源を確保していく体制を構築することが求められています。

このため、市民や企業など地域社会を構成する様々な主体の協力により、地区社会福祉協議会やボランティア団体、NPO法人などの地域福祉活動を育て、お互いに支え合う地域社会を推進するための仕組みをつくるものです。



### ❖ (2) 活動支援事業の基本方針

#### ① コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置による活動支援

地区社会福祉協議会の活動を活性化させるためには、例えば

- ・組織としてその目的を皆で共有する
- ・具体的な事業を通して地域住民の参加を広げる
- ・地域住民のニーズ調査を行い、課題解決型の取組みを進める

など、地区社会福祉協議会のメンバーと一緒にそれぞれの地区に必要な取組みを考え、時にはアドバイザー役となって活動の方向を導いていくような、きめ細かな支援が必要です。

地区社会福祉協議会の区連絡会の場を活用して、研修会を開催し情報交換や先進的な取組みの共有を行うとともに、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、地区社会福祉協議会のアドバイザー役となって地域の実情に合わせた活動支援を行います。

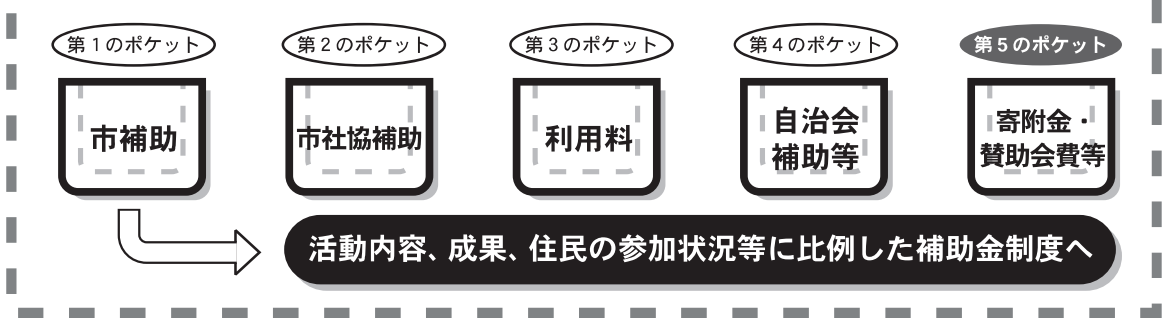
## ② 地区社会福祉協議会への補助金制度の再構築

地区社会福祉協議会の活動経費は、次に示すように、第1から第4までのポケットに基づき運営され、様々な事業が行われています。

第1のポケットである市からの補助については、定額補助となっているとともに、積極的な事業展開を支えるまでの規模とは言い難い状況です。

このため、事業内容や規模、成果などに比例した補助金制度の見直しも必要となっています。第2のポケットである（福）浜松市社会福祉協議会の補助制度とも調整を図りながら、地区社会福祉協議会への補助金のあり方を検討していきます。

### 地区社会福祉協議会の主な財源



## ③ はままつ夢基金の活用

第5のポケットとして、寄附金や賛助会費といった寄附文化の導入も図る必要があります。

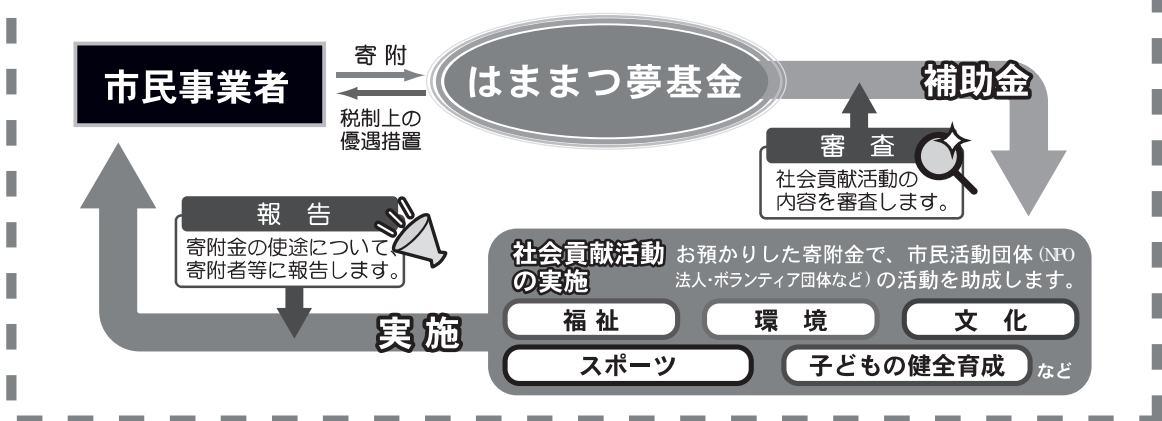
市民の寄附文化の機運をつくり出す仕組みづくりとして創設されたはままつ夢基金は、希望寄附と一般寄附の2種類があります。

希望寄附とは、「支援する団体を指定して寄附」できる内容となっています。

現在、福祉分野の登録団体は、NPO法人の2団体と少ないことから、積極的な活用に向け登録や寄附の呼びかけなどを行っていく必要があります。

### はままつ夢基金のしくみ

皆さまからいただいた基金への寄附を、浜松市を拠点に活動する市民活動団体（NPO法人やボランティア団体など）が行う社会貢献活動に対する補助金として交付します。





❖ (3) 活動支援事業の年次計画 ❖

取組内容	年 度				
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
コミュニティソーシャルワーカー（CSW） 配置による活動支援		●	●	●	●
補助金制度の見直し	●	●	●		
はままつ夢基金の活用	●	→			



## 5. 企業の地域福祉型社会貢献（CSR）活動促進事業

### ❖ (1) 事業目的

人々の価値観やライフスタイルの変革、経済構造の転換、少子高齢社会の到来、女性の社会進出など市民社会が成熟した現在、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした社会状況を受け、地域における「絆」が希薄化しつつあり、自治会活動や地域福祉活動などの住民主体によるまちづくりについても様々な課題を抱えています。

安心・安全で持続可能な地域社会を築くためには、社会を構成する様々な主体がそのプロセスに参加し、補完し合いながら協働することでそれぞれが役割を發揮しやすい環境をつくり出す必要があります。

本市には、全国に誇る「ものづくりのまち」として先進的な企業経営や技術力で高い評価を受ける企業が多数あり、なかには企業が立地するこの地域に、何らかの形で貢献したいという気持ちを持つ経営者もいます。また、近年、日本でも、社会にとっての価値と企業にとっての価値を両立させて、企業の事業活動を通じて社会的な課題を解決していくことを目指す新たな経営理念が注目されており、福祉ニーズが新たなビジネスへつながる例も出ています。

そこで、浜松の産業界と連携を図りながら、福祉と企業がパートナーとして協働して取り組む「企業の地域福祉型社会貢献（CSR）活動」を推進します。これは、企業における社会貢献（CSR）活動の多様な展開と、これからの浜松の地域福祉の創造に向け、企業との新たなパートナーシップを目指すものです。

#### ※CSR（コーポレートソーシャルレスポンス）とは

企業活動は、社会の健全かつ持続的な発展があってはじめて成り立つとされ、そのため、企業は、社会の一員としてより良い社会を築き、支えるという広義の責任を負っていると言われていいます。実際に、バブル経済華やかになりし 1990 年代は、大型文化イベントなどに対しメセナ活動として各企業は力を注いでいました。

その後、社会貢献に対する企業の位置づけが変わり、持続可能な社会の実現を図るというCSRの一環として推進する傾向が強まり、CSR元年といわれる 2003 年から多くの企業が社会貢献活動に取り組み始め、厳しい経済情勢にも関わらず、バブル期を上回る事業費を支出するまでにいたっています。

#### 企業と地域福祉との連携イメージ



❖ (2) 活動促進事業導入に向けた環境整備 ❖

環境保全や美化活動に比べ、地域福祉分野での社会貢献（CSR）活動に取り組む企業は全国的にみても決して多くない状況となっています。

その大きな理由の一つに、「何に取り組んでよいのか分かりにくい」ことが挙げられると思います。

このため、市内の企業が地域福祉分野での社会貢献（CSR）活動への関心を抱いていただける環境を整備する必要があります。

具体的には、企業へのPR等に加え、

- ① 情報取得や相談等が気軽にできるプラットフォーム機能<sup>※1</sup>
- ② 社会貢献（CSR）活動として企業が提供できる内容と必要としている側とのマッチング機能
- ③ 地域福祉型社会貢献（CSR）活動に取り組む企業を市が認定し、報道発表やホームページ等で情報を広く発信することで企業の前向きな姿勢を促すことを目的とした認証制度の創設

などが考えられます。

❖ (3) 活動促進事業の年次計画 ❖

取組内容	年 度				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
モデル事業の実施（課題整理・評価等）		●	●		
市内企業の社会貢献（CSR）活動実態及び意向調査	●				
プラットフォーム・マッチング機能調査及び設置				●	●
認証制度の創設				●	●
企業へのPR及び説明会		●	●	●	●

※1 プラットフォーム機能：プラットフォーム機能とは、企業の地域福祉型社会貢献（CSR）活動に取り組みたい企業や団体などに対し、情報提供や相談、具体的な取組み事例や提案など総合的に支援する体制を構築することを指す。